

路線選択ルールの変更のお知らせ

算定時における2つの交差点間を結ぶ路線選択ルールを下記のとおり変更致します。

なお、電子申請書作成システムver3.0も同様になります。

2つの交差点間を結ぶ路線選択ルールについては、下記に統一されます。

優先順	道路種別	備考
1	高速自動車国道	
2	一般国道	直轄、各道路株式会社、 本四連絡橋、都道府県、指定市 等の道路管理者では区別しない。
3	都市高速道路	首都、阪神高速道 指定都市高速道（名古屋・広島・ 福岡北九州高速公社）
4	主要地方道	
5	一般都道府県道	
6	指定市道	高速道路公社以外
7	市町村道	